

(様式4-1)

監査結果報告書

平成25年5月1日

茨城県知事 橋本 昌 殿

監事 高谷 勝

監事 坂本博之



社会福祉法第40条及び社会福祉法人心和会定款第11条に基づき実施した平成24年度の監査結果について次のとおり報告します。

記

1 監査日時・場所 平成25年5月30日(木) 10時～11時20分
名称(坂本博之法律事務所) 所在地(つくば市二の宮2-7-20)

2 監査日時・場所 平成25年5月31日(金) 10時～ 時
名称(高谷税理士事務所) 所在地(つくば市東新井19-18)

3 監査の方法 [別紙「監査項目と監査結果表」により実施]

4 監査の結果

事項	意見	指摘事項	摘要
理事の業務執行状況	専門的	理事長の財務代理者を担当する	
法人の財産管理状況	適正である		
法人・施設の業務執行状況	専門的	専門的な技術手段を整備され 効率化された形で実行 苦情対応の窓口で役割	
法人・施設の会計状況	専門的	支払金額が正確に記載されて おり、透明性がある	

5 その他の事項(提案事項等)

[記載上の注意事項]

- 意見欄には「適正である」「おおむね適正である」「一部改善を要する」などの意見を記入。
- 監査実施者が1名であっても内容了知のうえ連名で報告。

(様式4)

監査結果報告書

平成 25. 5月 31日

社会福祉法人 心和会
理事長 飯海 賢一 殿

監事 高谷 一宜



監事 坂本博之



社会福祉法第40条及び社会福祉法人心和会定款第11条に基づき実施した平成24年度の監査結果について次のとおり報告します。

記

- 1 監査日時・場所 平成25年5月30日(木) 10時～11時20分
名称(坂本博之法律事務所) 所在地(つくば市二の宮2-7-20)
- 2 監査日時・場所 平成25年5月31日(金) 10時～ 時
名称(高谷税理士事務所) 所在地(つくば市東新井19-18)
- 3 監査の方法 [別紙「監査項目と監査結果表」により実施]

4 監査の結果

事項	意見	指摘事項	摘要
理事の業務執行状況	要整備	理事長の職務代理者を設けた。 了。	
法人の財産管理状況	適切である		
法人・施設の業務執行状況	要整備	職員採用の選考手続を整備する。 効率化された給与賃金の明細 会員登録の漏れを消す	
法人・施設の会計状況	要整備	支出金額に応じて注計率を 決めて下さし必要ながち	

5 その他の事項(提案事項等)

監査項目と監査結果表(法人用)

No. 1

監査項目		適	否	否の内容(改善要点)
定款	1 定款準則に準拠しているか ・ 法人定款と定款準則（平成12年12月1日厚生省大臣官房障害保健部長ほか通知）との照合	○		
	2 目的事業、基本財産等が実態と合致しているか ・ 法人定款、登記簿謄本（法人、土地、建物）と実態を照合	○		
	3 定款変更は理事会、評議員会で審議議決しているか ・ 理事会、評議員会議事録を確認	○		
	4 定款変更は所轄庁の認可（届出）を得ているか ・ 社会福祉法第43条に規定する事項で、事務所の移転、基本財産の増加、広告の方法の変更に関して届出、それ以外は認可が必要	○		
	5 欠員が生じていないか ・ 法人定款と役員名簿を照合確認	○		
役員	2 役員の選任手続が定款の定めに従い行われているか	○		
	3 役員は適格・適任者が選任されているか ・ 役員名簿、委嘱状（写）、就任承諾書、社会福祉法第36条第4項に基づく申立書、身分証明書を確認	○		
	4 理事長の職務代理者は指名されているか ・ 理事会議事録又は辞令（写）を確認	○	○	委任状
	5 役員報酬は規程を整備した上で勤務実態に即して支給されているか。	○		
	1 欠員が生じていないか ・ 法人定款と役員名簿を照合確認			
評議員	2 選任手続が定款の定めに従い行われているか			
	3 評議員は適格・適任者が選任されているか ・ 評議員名簿、委嘱状（写）、就任承諾書を確認			
	4 理事会の開催は定款の定めに従って実施されているか	○		
	2 理事会に長期欠席（又は書面による議決権の行使が長期継続）の理事はいないか	○		
	3 議決事項は審議されているか ・ 定款施行細則第2条に規定された議決事項	○		
理事会	4 議事録は正確かつ詳細に記録整備されているか ・ 理事会議事録で内容を確認	○		
	1 評議員会の開催は定款に従って実施されているか			
	2 評議員会に長期欠席の評議員はないか			
	3 理事会の前に評議員会が開催されているか			
	4 理事会議決事項は審議されているか ・ 定款施行細則第2条に規定された議決事項			
評議員会	5 議事録は正確かつ詳細に記録整備されているか ・ 評議員会議事録で内容を確認			
	1 理事会で審議し適切に策定されているか	○		
	2 予算は事業計画に合致し、収入、支出積算は妥当か	○		
	3 新たな債務の発生に無理はないか	○		
	4 事業計画の変更、補正予算は妥当かつ適正か ・ 事業計画書、予算書、理事会議事録を確認			
事業計画・予算				

監査項目		適	否	否の内容(改善要点)
事業報告・決算	1 事業は計画どおり実施されたか			
	・事業報告書確認			
	・公益事業 (1)公益事業の経営により、社会福祉事業に支障を来していないか。 (2)事業規模が社会福祉事業に比べ過大なものとなっていないか。	○		
	・収益事業 (1)収益事業の経営により、社会福祉事業に支障を来していないか。 (2)事業規模が社会福祉事業に比べ過大なものとなっていないか。			
	2 決算報告書は経理規程に基づき作成されているか			
	・財産目録、貸借対照表、収支決算書(決算試算表)、決算付属明細書、預金等残高証明書、固定資産物品現在高報告書等が作成され収支勘定が適正であるか確認 ・預貯金残高証明書と決算額の照合確認 ・社会福祉事業、公益事業、収益事業が明確に区分され、公益事業と収益事業は特別会計として経理されているか。	○		
会計処理	3 前期繰越金は適正か			
	・当期決算書と前期決算書の照合	○		
	4 引当金、積立金の取り崩しは適正か			
	5 収入、支出は適正か			
	・決算書、会計帳簿、契約書等支出証拠書、収入証拠書の確認			
	6 社会福祉事業を行うための必要な資金は確保されているか。 ・公益事業(関係法令等で認められた事業を除く。)又は収益事業に充ててないか ・社会福祉法人外への資金の流出はないか	○		
資産管理	1 経理規程に基づき適正に行われているか			整備すべき事項あり (支生区分)
	・辞令により責任体制(会計責任者、出納職員)を確認			
	2 小口現金以外に現金による支払いはないか	○		
	3 支払いについて「購入依頼」「納品書」「請求書」「領収書」等の一連の証憑書類が揃っているか ・月次試算表、収入、支出決定書類(会計帳票、支出収入証拠書)、預貯金残高証明書、現金残高、契約関係書類により照合確認	○		
	1 各種資産台帳は整備され、登記簿、定款、決算報告書と符号しているか	○		
	2 基本財産、運用財産の処分(売却、担保提供等)等は適正か、また、所定の手続きを経ているか	○		
借入金償還	3 敷地が借地の場合は借地権等の設定登記をしているか ・定款、登記簿謄本(建物、土地)、理事会議事録、資産台帳、決算書により照合確認			
	1 債還は確実に行われているか	○		
	・債還計画書、会計帳票、領収書等により照合確認			
	2 債還財源確保は長期的に安定しているか	○		
	3 債還に係る贈与契約に基づく贈与(寄附)は履行されているか ・債還計画書、贈与契約書、寄附金台帳等、決算書により確認			
職員採用	1 施設職員の欠員は速やかに補充されているか	○		
	2 就業規則等に定められた所定の手続きを経ているか	○		・採用内規式手続
	3 初任給格付け(前歴換算)の決定は適切か ・採用関係書類、辞令(職種、給与等明記)、採用の決裁書、就業規則、給与規程、職員名簿等により確認	○		・整備すべき事項あり ・初任給の手続の実行 ・整備行べき事項あり

監査項目		適	否	否の内容(改善要点)
職員退職	1 職員の退職は就業規則の規定等に基づいた所定の手続きを経て行われているか	○		
	2 退職事由に問題はないか	○		
	3 退職金は適正に請求されているか			
	4 関係書類の整理保管は適切か ・ 退職関係書類(辞表、退職辞令、退職金請求書等)の確認	○		
苦情解決	1 苦情解決の窓口を設置しているか ・ 苦情受付担当者、苦情解決責任者を任命しているか	○		苦情を受付
	2 第三者委員を複数任命しているか	○		"
その他	1 公益事業及び収益事業であっても、事業目的に沿って適正かつ安定的な運営がされているか ・ 事業継続が困難となるおそれのある放漫経営、補助金等の水増し請求、不正経理等	○		
	3 法人印及び代表者印(印鑑登録)の保管・押印は適切になされているか	○		

監 事 監 査 報 告 書

平成 25 年 6 月 5 日

社会福祉法人 心和会
理事長 飯海賢一 殿

社会福祉法第 40 条及び関係法令に基づき実施した平成 24 年度決算監査結果について次のとおり報告します。

監事 高谷豊



監事 阪本博之



監査の方法の概要

当職は、理事会に出席するほか、平成 25 年 5 月 30 日坂本博之法律事務所、平成 25 年 5 月 31 日高谷税理士事務所において、理事からその職務の執行状況を聴取し、事業報告を求めました。

さらに同日、会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、及び事業活動収支計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告（法人設立及び特別養護老人ホーム建設の状況）は、法令及び定款に従い行われていると認めます。
- (2) 提示された会計帳簿は、記載すべき事項を記載し、上記の計算書類と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、損益及び財産の状況を、法令や会計基準及び定款に則して表示しているものと認めます。

以上